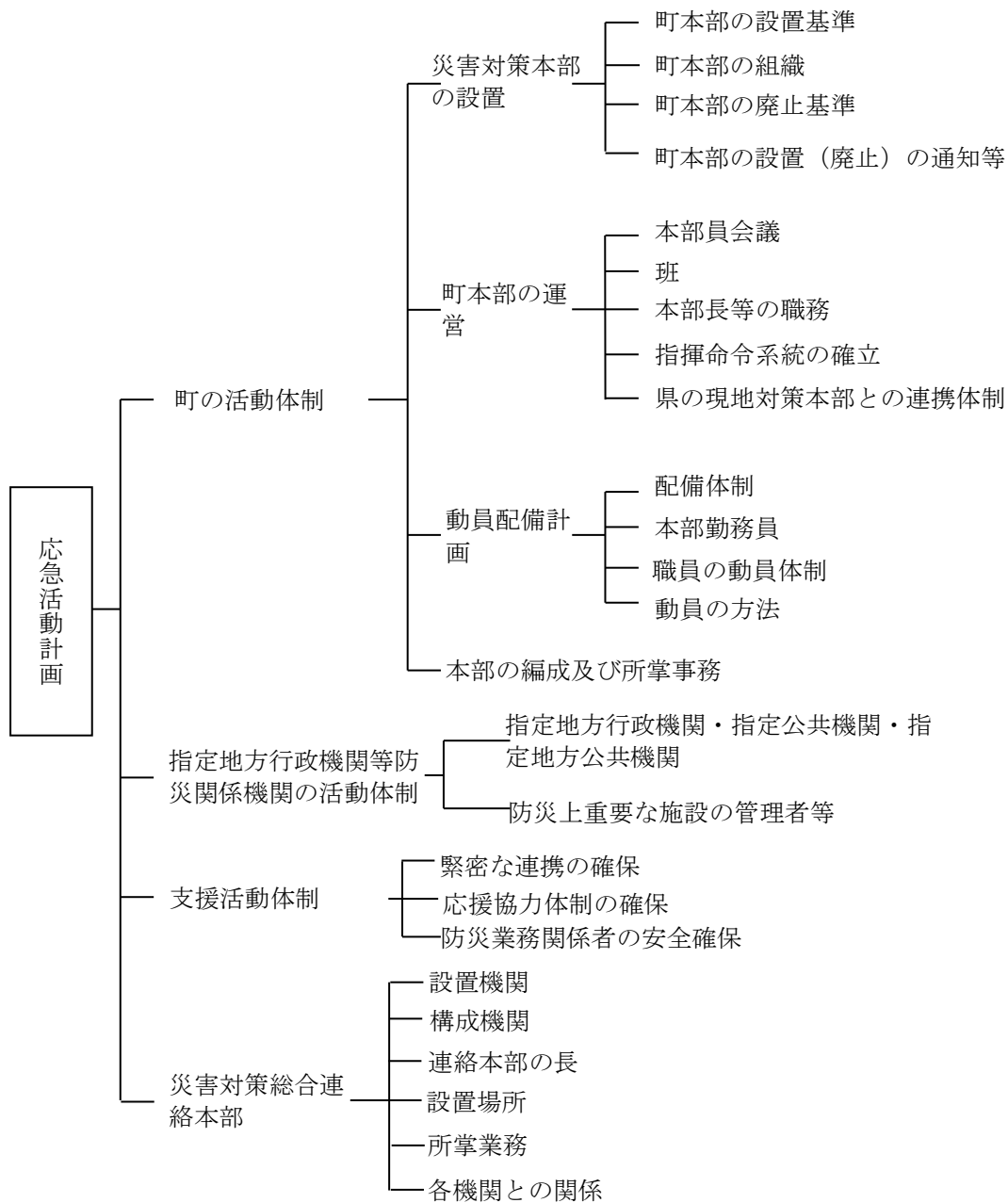


第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県、国、地方公共団体、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るように十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



第1節 町の活動体制〔関係各課〕

町長は、町の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。

第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、和木町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置するとともに、和木町業務継続計画（BCP）を発動し、災害応急対策を実施する。

1 町本部の設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
<p>(1) 町内に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮、大雪、暴風雪の警報が発表され、相当規模の災害の発生が予測されるとき。 具体的には、 ア 台風の上陸が明らかであるとき イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</p> <p>(2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。</p> <p>(3) 気象情報の有無にかかわらず、町内に局地的豪雨による等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から、必要と認めるとき。 ※(3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が町本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。</p>	<p>(1) 町内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(2) 町内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p>

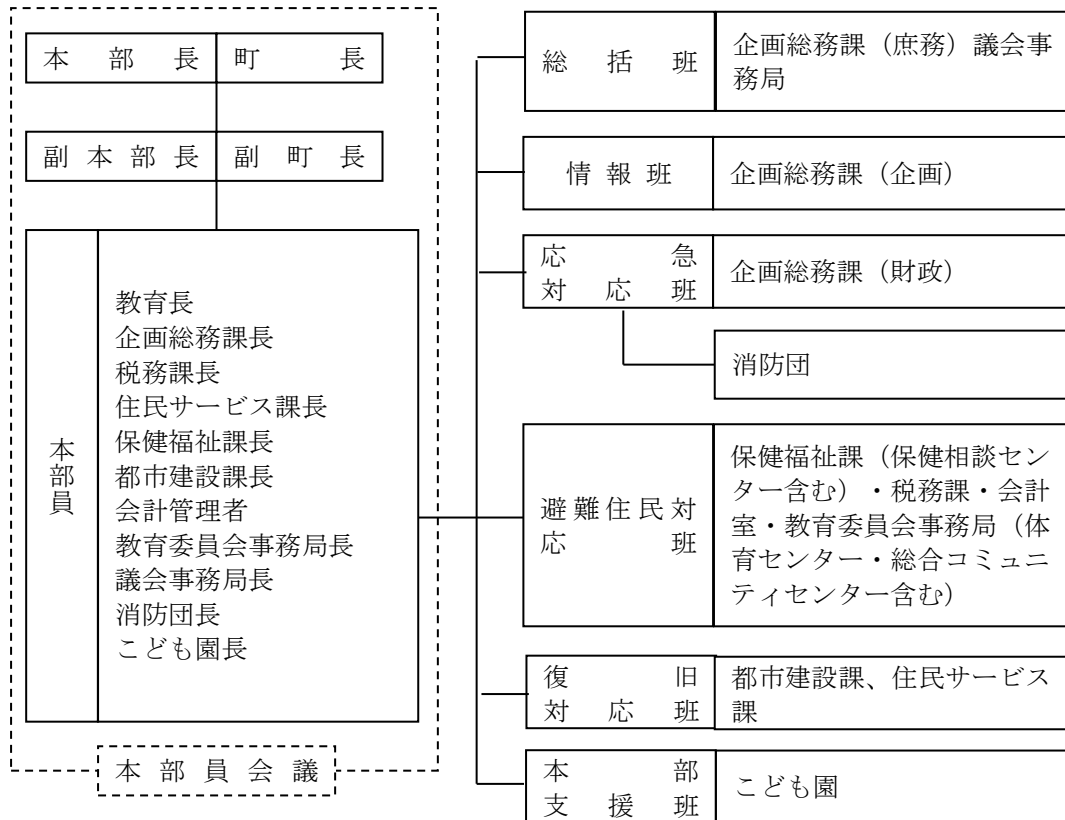
2 町本部の組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）の下に補佐組織として本部員、情報の収集・分析、方針等の決定、対策の機能を有する本部各班をもって構成する。

職員は、本計画の他、細部は和木町業務継続計画（BCP）に基づき、所属する各本部班の所掌する業務継続の優先度の高い通常業務及び災害対応により生ずる災害応急対策業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行する。

本部支援班は、総括班、情報班、応急対応班に職員を派遣し、業務を支援する。議会事務局は、総括班の支援とともに、対策本部と議会との連絡に従事する。

出先機関（こども園を除く）は、各主管課の下に配置され、それぞれの業務を遂行する。



3 町本部の廃止基準

町長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消するとともに、災害応急対策が完了したと本部長が認めたとき認めたときは、町本部を廃止し、和木町業務継続計画の終結を宣言する。

4 町本部の設置（廃止）の通知等

企画総務課長は、町本部が設置（廃止）し、和木町業務継続計画の発動（終結）したときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当者	備考
知事（防災危機管理課）	企画総務課	一般電話、FAX、県総合防災情報システム（Lアラート）等
防災会議構成機関	〃	電話、FAX
町の機関	各主管課	電話、FAX、広報車等
町民	企画総務課	防災行政無線（防災無線アプリ、戸別受信機を含む）、和木町防災メール、文字放送、町HP、県総合防災情報システム（Lアラート）、電話（自治会長）、広報車等

第2項 町本部の運営

1 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、必要の都度、本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 災害救助法の適用に関すること。

- (4) 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他市町・県に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 班

班は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

(1) 班の構成

町本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

班の名称	班を構成する組織	班長となる本部員	備考
総括班	企画総務課（庶務）、議会事務局	企画総務課長	
情報班	企画総務課（企画）		
応急対応班	企画総務課（財政）		
	消防団	消防団長	
避難住民対応班	保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局	保健福祉課長 （税務課長、会計室長、教育委員会事務局長）	
復旧対応班	都市建設課、住民サービス課	都市建設課長 （住民サービス課長）	
本部支援班	こども園	企画総務課長 （こども園長）	

注) 班を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

注) 「班長となる本部員」は、班の代表者としての本部員の他、班内の課室局業務を遂行する場合の班長をカッコ書きで付記

(2) 班の設置基準

予測される災害の程度又は発生した災害の形態により異なるが、おおむね次のとおりとする。

班名	風水害	豪雪	火事、爆発	その他災害
総括班	必置	必置	必置	必置
情報班	必置	必置	必置	必置
応急対応班	必置	必置	必置	必置
避難住民対応班	必置	災害による	災害による	災害による
復旧対応班	必置	必置	災害による	災害による
本部支援班	必置	災害による	災害による	災害による

注) その他の災害は、大規模な干害、放射性物質の大量放出又は多数の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他の重大な事故とする。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する班の班長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部……………町長不在の場合は、副町長、町長・副町長不在の場合は、企画総務課長が指揮を執る。

(2) 各対策班……………各班長（各課長等）、課長補佐の順で指揮を執る。

5 県の現地対策本部との連携体制

県が災害対策地方本部及び現地対策本部を設置した場合には、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
第1警戒体制	町に気象注意報が発表された場合	・気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。	企画総務課 (宿直者) 1名以上
第2警戒体制	1 町に気象警報が発表された場合 2 その他、町長が必要と認めた場合	・情報の収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置を実施する。	企画総務課 2名以上
		・企画総務課長の判断により、関係課の所要人員を配備する。	企画総務課長 企画総務課課長補佐 その他必要と認められる職員
災害警戒本部体制	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要する必要があると町長が判断した場合	・第2警戒体制の配備要員に加え、町長、副町長、教育長、全課長により組織される災害警戒本部を設置し、以後の対応等に努める。	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の配備員

(2) 災害対策本部設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
非常体制 災害対策本部体制	1 町内に相当規模の災害が発生する恐れがある又は発生し、町の総力を挙げて災害対策に取り組む必要があると町長が判断した場合 (自然災害にかかわらず、大規模な火災、コンビナート災害等を含む)	・町の総力を挙げて災害対策に取り組む (職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め、職員の人員交代を配慮する。)	全職員

2 本部勤務員

(1) 班長及び主管長は、本部の開設・運営のため、あらかじめ本部勤務員を指名し、本部長の指示により本部勤務員を派遣する。

(2) 災害現場に職員を派遣し、現場の状況を報告するなど、時宜に適した状況の把握・報告を行う。

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

ア 各主管長は、所掌する職員への伝達責任を有し、平素から課・室・局内の非常時連絡体制を確立しておく。

この際、災害発生に伴う災害対策本部の設置により、全職員の動員（緊急登庁）とともに、安否確認を必要とする場合、和木町防災メール（職員用）による一斉配信・返信により、伝達及び把握を実施する。

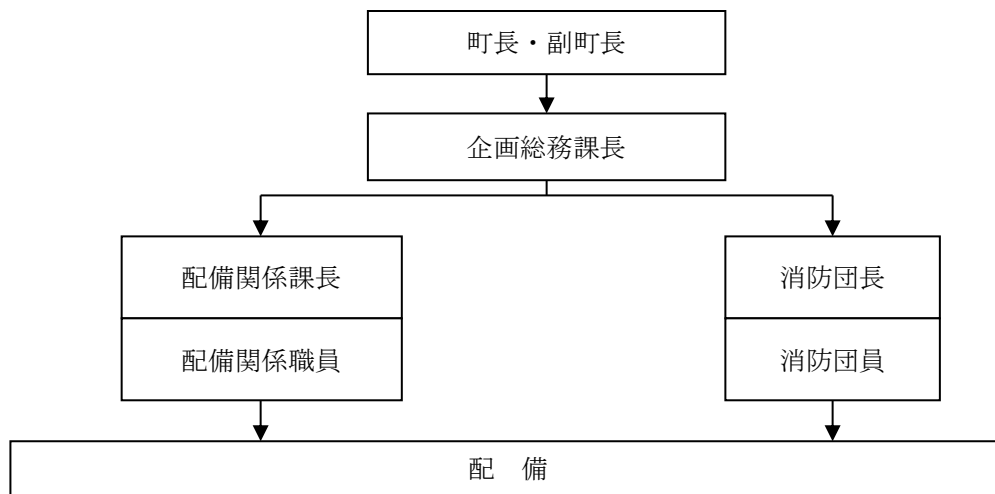
イ 各主管長は、災害時の通勤所要時間を考慮し、登庁後に従事する職員と担任する非常時優先業務を指定しておく。

この際、職員等の被災を考慮し、予備の要員を考慮して指定するものとする。

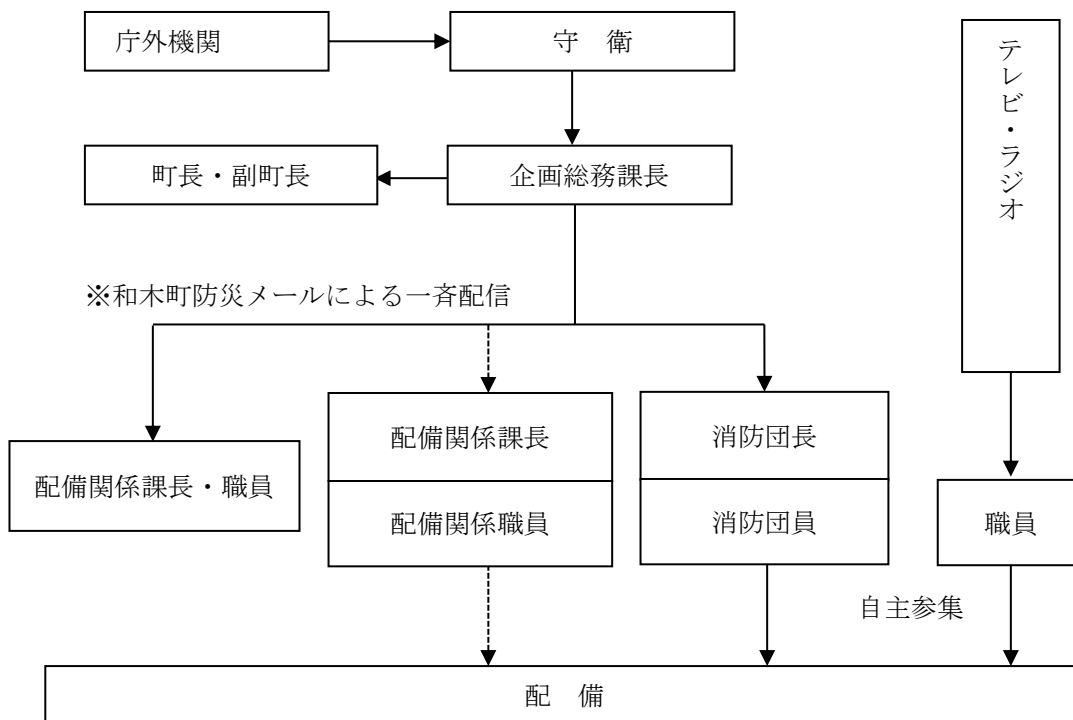
ウ 夜間、休日等の勤務時間外を含め、動員（呼集）の実効性を高めるため、和木町防災メール（職員用）等による情報伝達訓練を定期的実施する。

(2) 動員体制の確立

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 動員の方法

「災害発生時の職員参集マニュアル」に基づき呼集を行う。

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、電話等で行う。

(2) 勤務時間外

ア 第1警戒体制の移行においては、町内での地震（町内震度3）発生、町沿岸への津波注意報が発表された場合の関係職員の自動参集の他、宿直者による対応による。

イ 第2警戒体制への移行においては、宿直者又は第1警戒体制で動員した職員により、配備職員に対して電話連絡等による呼集を行う。

ウ 災害警戒本部体制及び災害対策本部体制への移行においては、各主管長等から関係職員への電話連絡による呼集を実施する。ただし、移行において、ほぼ全職員を対象とした緊急動員が必要な場合、和木町防災メール（職員用）による一斉配信・返信による呼集を行う。

(3) 自主参集

町内に相当規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生したことを確認した場合、情報伝達手段の途絶を考慮し、各職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属部署に参集するものとする。

(4) 非常参集

災害による交通途絶、負傷等のため、参集が遅れ又は参集できない場合は、各所属長等に連絡し、指示に従う。

(5) 各部署相互間の応援動員

ア 応援要請

本部内班長又は主管長は、本部内の他班、又は課室局からの職員の応援が必要とするときは、各主管長に要請を行うとともに、企画総務課長に連絡を行う。

イ 動員の措置

(7) 本部内班長又は主管長は、応援要請内容により、余裕のある者から動員の措置を講じるものとする。

(1) 企画総務課長は、その状況を把握し、円滑な応急活動が行えるように配慮する。

第4項 本部の編成及び所掌事務

本部の編成は次のとおりとし、所掌事項は災害応急対応業務の主要事項について記載し、細部は、和木町業務継続計画（BCP）（第6章「非常時優先業務一覧」）によるものとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
企画総務課・議会議務局	総括班 ・ 企画総務課長 (課長補佐) 議会議務局長	企画総務課 庶務係 議会議務局	本部の開設・運営・閉所の総括（運営基盤を含む）に関する こと。 本部の業務予定、会議に関すること。 本部長及び副本部長に関すること。 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 避難勧告・指示に関すること。 県（防災危機管理課）に対する報告及び要望に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 被災者の生活物資の確保、供給に関すること。 防災行政無線、防災メールの管理運営に関すること。 気象に関する情報の収集に関すること。 職員の呼集、勤務、勤務環境等に関すること。 他県及び他市町村からの応援に関すること。 災害情報及び災害対策の発表に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 各部からの災害情報及び報告事項のとりまとめに関する こと。 受援（人的・物的）業務に関すること。 県総合防災情報システムに関すること。 災害対策に関する事務で他部に属さないこと。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。
	情報班 ・ 企画総務課長 (課長補佐)	企画総務課 企画係	各種情報（天候・気象を含む）の収集、分析・記録に関する こと。 情報に関する各班との連携に関すること。 被害見積りに関すること。 警報、情報等の住民伝達（町HP、文字放送）に関すること。 庁内情報システムの保全管理に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。
	応急 対応 班	企画総務 課長 (課長補 佐) 財政係	防災、災害応急対策の指示、把握、報告等に関すること。 町機関との調整、要請、確認、報告に関すること。 応援機関（消防・警察、自衛隊等）との連携に関する事項 応急対応（活動）状況の記録、報告に関する事項 災害対策に必要な財政措置に関すること。 町有財産の被害調査に関すること。 町有車両の使用・調整に関すること。 企画総務課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する こと。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。
消防団長	消防団	消防団員の動員に関すること。 消防・水防活動に関すること。 災害情報の収集・広報に関すること。 避難に関すること。 人命救助、救出に関すること。 巡視・警戒に関すること。 岩国地区消防組合と連携した活動に関すること。	

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
保健福祉課・税務課・会計室・教育委員会事務局	避難住民対応班 保健福祉課長	保健福祉課 ・ 会計室 ・ 教育委員会事務局	<p>○保健福祉課、会計室 災害救助法の適用に関する事。災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。住民の安否確認に関する事。被災者台帳管理と保健福祉課に関する被災者生活再建支援の適応に関する事。避難行動要支援者の管理・支援に関する事。関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。応急救助に関する関係機関との連絡に関する事。避難所の開設、運営に関する事。避難所に関する備蓄品、緊急支援物資の請求、受入、配分、管理等に関する事。民生・児童委員との連絡に関する事。救助事務の指導及び連絡に関する事。義援金品の受入れ・配分に関する事。民生安定に関する事。ボランティアの活動支援に関する事。応急医療及び助産に関する事。医療機関との連絡に関する事。医薬品、衛生器材の確保に関する事。環境衛生、防疫に関する事。応急衛生対策に関する事。</p> <p>○教育委員会事務局 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事。児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関する事。被災児童生徒に対する学用品の供給等に関する事。被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。応急教育の実施に関する事。文化財に関する事。緊急物資集積拠点の管理・運営に関する事。災害用備蓄品、緊急支援物資の端末輸送に関する事。避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関する事。教育委員会事務局に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事。その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
	避難住民対応班 税務課長	税務課	<p>住家の被害認定調査（編成、調査、再調査）に関する事。被災者台帳への更新、登録に関する事。り災証明の発行に関する事。税務課に係る被災者生活再建支援制度（税の減免、徴収猶予の措置等）の適応に関する事。応急救助に要する経費及び義援金の出納に関する事。その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
都市建設課・住民サービス課	復旧対応班 都市建設課長	都市建設課	<p>応急危険度判定、公共施設の安全点検（応援組織の対応を含む）に関する事 危険地域への立ち入り規制、危険地域の表示等に関する事 復旧・復興に関する応援組織（TEC-FORCE等）への調整・連携に関する事 公共土木施設関係の被害調査状況のとりまとめに関する事 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 道路及び橋梁の応急復旧に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事 公園緑地の被害状況のとりまとめ及び応急対策に関する事 下水道に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 飲料水、給水車の運用に関する事 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関する事 資材の調達及び確保に関する事 その他、応急の土木建築対策に関する事 都市建設課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
	復旧対応班 住民サービス課長	住民サービス課	<p>住民基本台帳の更新に関する事 住民サービス課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事 農林業関係の被害状況のとりまとめ等に関する事 水産関係の被害状況のとりまとめ等に関する事 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事 食品衛生に関する事 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 その他被災地の生活衛生に関する事 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
こども園	本部支援班 こども園長	こども園	<p>災害対策本部への職員の派遣（応援）に関する事 避難所、物資集積所の他、町施設への職員の派遣（応援）に関する事 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>

※ 上記の所掌事項の細部については、「和木町業務継続計画」（6章「非常時優先業務一覧」）による。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、町防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

第1項 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保および緊密な情報交換に努めるものとする。

第2項 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、第3編第7章「応援要請計画」及び「災害時受援計画」に基づき、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

第3編 第7章 応援要請計画参照

第3項 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めるときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

第1項 設置機関

- (1) 町 長……………主として陸上災害の場合
- (2) 知 事……………2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合

- (3) 管区海上保安本部長……………主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長……………主として航空事故の場合
- (5) 西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者… J Rの事故の場合
- (6) その他…主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

第3項 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

第4項 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

第5項 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

第6項 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努めるものとする。